

 お知らせ

大町町健康ポイント事業・特定健診受け得キャンペーンについて

●大町町健康ポイント事業の交換申請について

「大町町健康ポイント」を500ポイント以上お持ちの人は、**3月31日**までに町民課国民健康保険・国民年金係の窓口でポイントカードを提出して交換申請の手続きを行ってください。

※「生涯スポーツ部門」の取り扱いについて

新型コロナウイルス感染症予防により、町民運動会が中止となったため、本年度はポイントカードを所持されている全ての人に、100ポイント(町民運動会)を付与します。

●特定健診受け得キャンペーンの応募期限について

商品券などが当たる「特定健診受け得キャンペーン」を実施しています。

以下のいずれかに該当する人は、**3月31日**までに町民課窓口の応募箱に応募用紙を投函してください。

- 対象者**
- ①30歳～74歳の国民健康保険の被保険者で、令和3年度中に町が発行する特定健診受診券または30代健診受診券を利用して特定健診を受診した人
 - ②大町町国民健康保険特定健診助成事業を利用して、人間ドックを受診した人

 詳しいくは ▶

町民課 国民健康保険・国民年金係 ☎ 82-3114

 お知らせ

後期高齢者医療制度における医療費の窓口負担割合の変更について

10月1日から後期高齢者医療の被保険者で一定以上の所得のある人は、現役並み所得者(窓口負担割合3割)を除き、医療費の窓口負担割合が2割になります。

対象者 課税所得が28万円以上の人で「年金収入+その他の合計所得金額」が200万円以上の人

※世帯に後期高齢者被保険者が2人以上いる場合は、320万円以上

 詳しいくは ▶

佐賀県後期高齢者医療広域連合
業務課 資格賦課係 ☎ 64-8476
町民課 国民健康保険・国民年金係 ☎ 82-3114



 お知らせ


大町町小規模契約事業者登録の受付について

町が発注する小規模な工事および修繕等について、町内の小規模事業者に受注機会を拡大し、町の活性化を図ることを目的に「大町町小規模契約事業者」の登録を受け付けています。登録期間は4月からの2年間です。

受付期限 3月18日(金)まで

※受付期限後も随時受け付けますが、登録期間は令和6年3月31日までとなります。

※「小規模契約」とは、50万円以下の契約のこと

 詳しいくは ▶

農林建設課 管財係

☎ 82-3151

 お知らせ

勤労者福利厚生資金について


町では、教育・医療・冠婚葬祭などの生活費が急に必要となったときに、その費用を貸し付ける勤労者福利厚生資金貸付を行っています。資金貸付の条件は以下のとおりです。

対象者 次のすべての条件を満たす人

- ・町内にお住まいで60歳未満の人
- ・年間収入が800万円以下で勤続年数が1年以上の人
- ・保証機関の保証を得ることができる人

貸付条件

- ・貸付限度額 300万円以内
- ・貸付利率 2.0%
- ・返済期間 10年以内

 詳しいくは ▶

九州労働金庫 武雄支店

☎ 0954-23-1511

